



内閣府

地方分権の提案募集について

平成28年

内閣府地方分権改革推進室

「提案募集方式」（H26年～）の概要・特色

◆概要

地方公共団体等

・「事務・権限の移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」等について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

- ・内閣府が実現に向けて関係府省と調整
- ・重要と考えられる提案については、有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

◆特色

- ① 従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ② 具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③ 制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決方策を見出すことにつながる提案
- ④ 手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

平成27年の地方からの提案に関する対応状況

(件数)

年	分類	提案の趣旨を踏まえ対応		小計	実現できなかったもの	合計
		提案の趣旨を踏まえ対応	現行規定で対応可能			
H26		263	78	341	194	535
H27		124	42	166	62	228

実現・対応の割合
63.7%
72.8%

9.1ポイント増

空き家への短期居住等に旅館業法が適用されない場合の明確化

通知

提案主体: 福井市

現在

○ 宿泊料を受けて、不特定多数の者を反復継続して宿泊させる場合、旅館業法による許可が必要

⇒ 空き家へのお試し移住の場合に「不特定多数」「反復継続」に該当するか、判断基準が不明確

支障



旅館業に該当すれば、衛生確保のための改修が必要

移住希望者が空き家にお試し移住できない

見直し

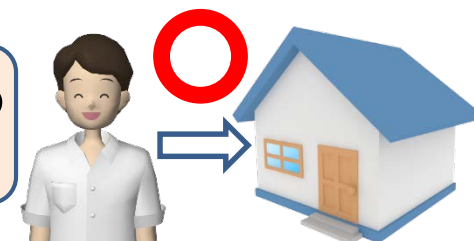
提案実現後

- ① 対象物件を自治体が特定
- ② お試し移住の希望者が実際に居住する意思を有することを自治体が確認

⇒ これらを満たす場合、お試し移住が旅館業法の適用を受けないことを明確化

効果

移住希望者の空き家へのお試し移住が可能になる



空き家の有効活用

地方移住の促進